

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

地域の森林資源を活用した新規事業開発において、製材・流通・観光・IT業界など異業種との連携を推進し、森林と暮らしをつなぐエコシステムを構築します。また、地域企業間での後継者・人材の交流やM&Aの情報共有を支援します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

地域通貨アプリ「EcoPay」の導入を通じ、取引の可視化とデータ共有を進め、加盟店舗のITリテラシー向上を図ります。また、地域事業者向けにサイバーセキュリティ対策やEC活用支援も提供していきます。

c. 専門人材マッチング

環境・森林・まちづくりをテーマに、大学生・専門人材とのプロボノ連携を通じたマッチング機会を提供し、中小企業の課題解決を支援します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

カーボンクレジットを活用した森林保育支援スキームを提供し、取引先の脱炭素経営への転換を支援します。また、木材調達や商品設計において、グリーン調達方針の共有を行います。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

森林・自然との接点を活用した社員向けウェルビーイング施策（森林浴・薪割り体験など）を実施し、健康経営の実践を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

当社は、労務費の適切な転嫁を尊重し、取引先と年1回以上の価格協議を行います。原材料費やエネルギーコストの変動があった場合には、速やかにコスト転嫁について協議を行い、適正な価格決定を行います。契約条件は書面にて明示・交付します。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※当社では「型」を活用した取引は行っておらず、該当しません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

可能な限り現金での支払いを行い、やむを得ず手形等を利用する場合も60日以内での決済とし、割引料は負担させません。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・地域の森林と経済をつなぐ取り組みを通じて、サプライチェーン全体でのカーボンオフセットの普及を目指します。
- ・EcoPay 導入企業間での共通価値づくりを推進し、データ活用・PR・人材連携を伴う循環型地域経済のモデルを全国展開します。
- ・取引先満足度や環境貢献度を測定する仕組みを構築し、事業者間での成果の「見える化」と適正配分（50/50）を実現します。

2025 年 7 月 15 日

株式会社 Eco Forest Friendly

企 業 名

代表取締役 芦田 拓弘

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。